

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書①

～ ガイダンス・イントロダクション ～

☆ 法律科目の学習法

民法
etc



この部分があがるためには、
全体がわからなければならない。
全体があがるためには、
この部分があがらなければならない。



全体構造の把握が重要

よってまず全体をざっくりつかんだ上で
くり返して学習する

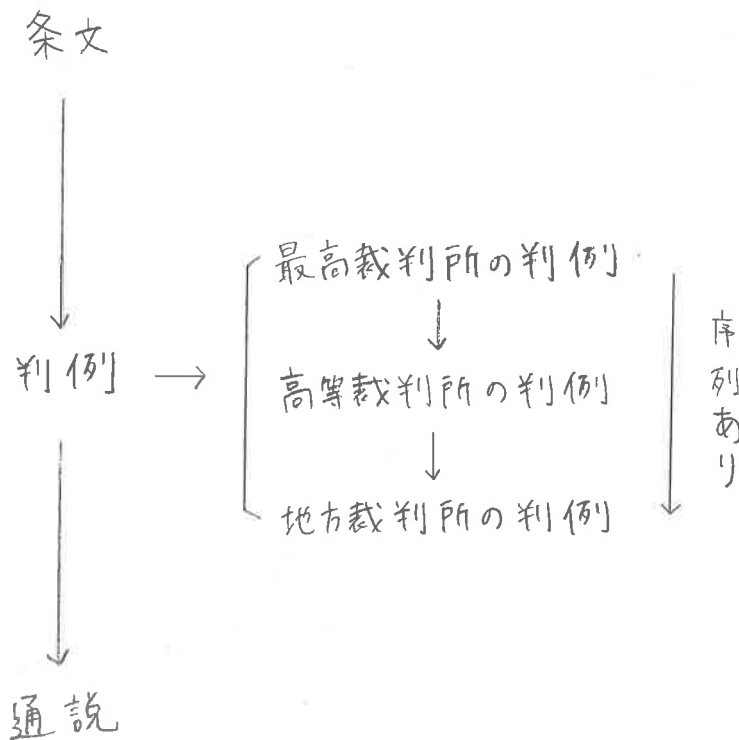
テーブルコード

--	--	--

☆「判例」と「通説」

- ・判例 = 裁判例 = 過去の実際の事件について
裁判所が出した結論
- ・通説 = 学説の中で支配的な説

☆問題解答の基準 ~ 「正しいものを選び」という問題で
正解を出すための基準



テーブルコード

--	--	--

☆ 略字・記号

① 権 → 权

ex. 人權 → 人权

② § = 条文を表わす

§ 29 I = 憲法 29 条 1 項

☆ 憲法学習のポイント

1. 全体構造を把握する

2. 人权分野は判例が重要

判例を暗記

統治分野は技術的・細目的事項を暗記

3. インプット(講義)が終わったら

直ちにアウトプット(過去問演習)へ

テーブルコード

--	--	--

P7 ② 公共の福祉

人権を守るはずの憲法がなぜ公共の福祉
による人権制限を認めているのか
公共の福祉とは何か?

↓

ある人の人権を無条件・無制限に保障すると
他の人の人権と矛盾・衝突する危険がある。

ex 表現の自由 vs 名誉・プライバシー

↓

そこでこのような矛盾・衝突が起らない
ようにするために人権を制限・制約する根
拠として憲法自身が用意したものが公共の
福祉であると考えていく

↓

すなわち、公共の福祉とは人権相互の矛
盾・衝突を調整するための原理とされる

テーブルコード

--	--	--

→ 以上よりある人権が制限されている場合、その制限は憲法自身が制限の根拠として認められている公共の福祉による制限として認められるかという問題となる

→ 認められる = その制限は憲法に反しない
(合憲)

→ 認められない = その制限は憲法に反する
(違憲)

Q 誰がどうやって判断するのか

A. 最終的には裁判所が違憲立法審査権(違憲法令審査権)により判断

↓

その際、裁判所は違憲審査基準という違憲かどうかを判断するものとし、基準を作り、それを使って判断しているものと考えていく

テープコード

--	--	--

P12 ② (1) 「法の下に」の意味

法律を作る → 作った法律を適用する



2つの段階のどちらで
平等を考えればよいのかの問題

法律の適用を平等にすればよいとする考えと
法律の適用を平等にするのみならず、法律を
作る際に法律の内容が不平等にならない
ように法律を作る段階でも平等を考えな
ければならないとする考えがある

→ 後者の考えは、法律を作る者 (= 立法者) も
平等を考えなければならないという点で
立法者拘束説 という

テーブルコード

--	--	--

P13 (2) 「平等」の意味

① 絶対的平等説

ex 老若男女、体重差、筋力等を一切考慮せずに一律10kgの荷物を持たせるのが平等であるとする考え方

② 相対的平等説

ex 老人にとつての10kgと若者にとつての10kg
男性にとつての10kgと女性にとつての10kg
体重50kgの人にとつての10kgと体重100kgの人にとつての10kgでは全然違うはず

↓
にもかかわらず一律10kgの荷物を持たせるのは却って不公平

↓
よつて老人か若者か、男性か女性か
体重差はいくらくらいか等各人の差異を考慮することか平等であるとする考え方

テーブルコード

--	--	--

判例・通説 = 相対的平等説

→ 「平等」は各人の事実上の差異に応じて

法律上合理的な異なる取扱いをすることを許容する

||
區別・差別

→ この説では、異なる取扱い、區別、差別が
合理的か否かが問題となる



異なる取扱い、區別、差別が「合理的であれば」
許容されるが、合理的とはいえない（＝不合理的な）
場合は禁止される

テーブルコード

--	--	--

P15 ③ 法の下での平等に関する判例

法律による区別・差別が 法の下での平等を定めた
14条に反し違憲とならないか



判例は基本的に ①目的と ②手段で判断する

①区別・差別の目的は 正当か、合理的か

②目的が正当・合理的だとして、

実際に採られている区別・差別は

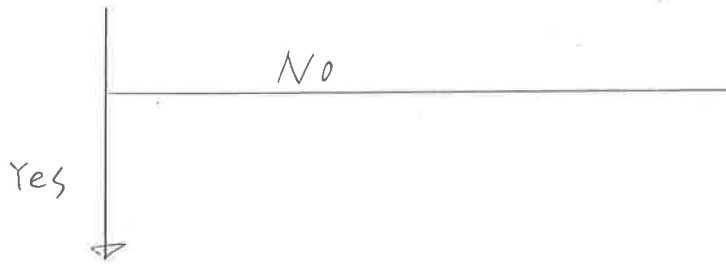
その目的を達成する手段として合理的か、

その目的との間に関連性があるか

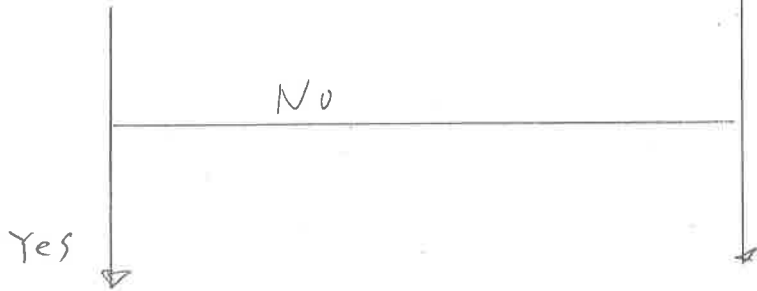
テーブルコード

--	--	--

① 区別・差別の目的は正当か、合理的か



② 実際の区別・差別は目的を達成する手段として合理的か、目的との間に関連性はあるか



その区別・差別は
平等権侵害とい
わば合憲

その区別・差別は
平等権侵害とな
り違憲

テーブルコード

--	--	--

ex 公務員試験において、
行政職と技術職の区分を設けている

||

行政職と技術職について
区別・差別を設けている

① 区別・差別を設ける目的は正当か、合理的か

→ 区別・差別を設ける目的

||

それぞれの職種に合ふ素養・能力を
持った人を採用するため

↓

正当・合理的といえる

テープコード

--	--	--

② 実際に採られている区別・差別は
目的達成の手段として合理的か、
目的との間に関連性があるか

→ 試験科目を変える

↓

合理的といえる

目的との間に関連性があるといえる

よって平等には反しない

cf

→ 同じ試験科目・問題だが、
技術職だけ試験時間を倍にする

↓

合理的とはいえない

目的との間に関連性があるとはいえない

よって平等に反する

テーブルコード

--	--	--

p15 (1) 尊属殺重罰規定の合憲性

<問題の所在>

Aが自分の父母・祖父母を殺害 = 尊属殺人罪

Aが自分の父母・祖父母以外を殺害 = 普通殺人罪

両罪で刑罰に差があった

尊属殺人罪 = 死刑又は無期懲役

普通殺人罪 = 死刑又は無期懲役もしくは
3年以上15年以下の有期懲役

→ 普通殺人罪なら3年の懲役で終わる場合もあるのに尊属殺人罪なら死刑か無期懲役となってしまう



人への生命を奪うという点では普通殺人罪
尊属殺人罪ともに同じである

にもかかわらずこのように刑罰に差を設けることは不平等であり法の下での平等を定めた憲法14条に違反しているかが問題となった

テープコード

--	--	--

<判例>

① 区別、差別の目的は何か？ 合理的か？ 正当か？

→ 親etcは敬うべきである

そこでその敬うべきという価値観(尊重、報恩という普遍的倫理)を守るため親殺しによりその価値観に反する行為をとった者を強く非難し普通の殺人罪に比して重く処罰する



区別、差別の目的は尊属に対する尊重報恩という普遍的倫理の維持であり、合理的正当

② その目的を達成する手段は合理的か？

普通殺人罪の刑 = 死刑・無期懲役, 3年以上15年以下の有期懲役

尊属殺人罪の刑 = 死刑・無期懲役のみ

→ これは親etcを敬うべきという価値観を守るため尊属に対する尊重報恩という普遍的倫理の維持という目的を達成する手段としては重く処罰しすぎであり行き過ぎ



よって手段は合理的といえず尊属殺人罪

テープコード

--	--	--

を定めた刑法200条は違憲

※ 区別の目的, 区別して重く処罰することは
自体はOK!

ただし

重く処罰しすぎているからダメ

||

区別・差別の目的 = 合理的

目的達成の手段 = 不合理

よって違憲

テープコード

--	--	--

p16 (2) 尊属傷害致死罪の合憲性

<問題の所在>

Aが自分の父母・祖父母に対し傷害致死行為
= 尊属傷害致死罪

Aが自分の父母・祖父母以外に対し傷害致死行為
= 普通の傷害致死罪

両罪で刑罰に差があった

→ 尊属殺人罪と同様にこのように刑罰に差を設けることは不平等であり法の下での平等を定めた憲法14条に違反しないかが問題となった

<判例>

① 区別・差別の目的は何か? 合理的か? 正当か?

→ 親etcに敬意をすべきである
そこでその敬意すべきという価値観(尊重報恩という普遍的倫理)を守るため親etcに対する傷害致死行為によりその価値観に反する行為をとった者を強く非難し普通の傷害致死罪に比して重く処罰する

テープコード

--	--	--

↓
区別、差別の目的は尊属に対する尊重、報恩
という普遍的倫理の維持であり合理的、正当

② その目的を達成する手段は合理的か?

普通の傷害致死罪の刑 = 2年以上の懲役

尊属傷害致死罪の刑 = 無期・3年以上の懲役

→ 確かに重く処罰されているか普通の傷害
致死罪と比べて重く処罰しおぼれているとまで
はいえない

↓
よって手段も合理的であり尊属傷害致死
罪を定めた刑法205条2項は合憲

テープコード

--	--	--

P22 (4) サラリーマン 税金訴訟

<問題の所在>

収入 100万 ← 課税

100万 - 必要経費 20万 = 80万 ← 課税

→ 納税額は後者の方が低くなる
よって

納税者からすると 必要経費か
できるだけ多く認められたい

↓
旧所得税法では事業所得者(ex. 自営業者)
には必要経費の定額控除が認められて
いたが 給与所得者(ex. サラリーマン)には
認められていなかった

↓
そこで法律上のこのような取扱いの区別
は法の下への平等を定めた14条に違反しな
いか問題となった

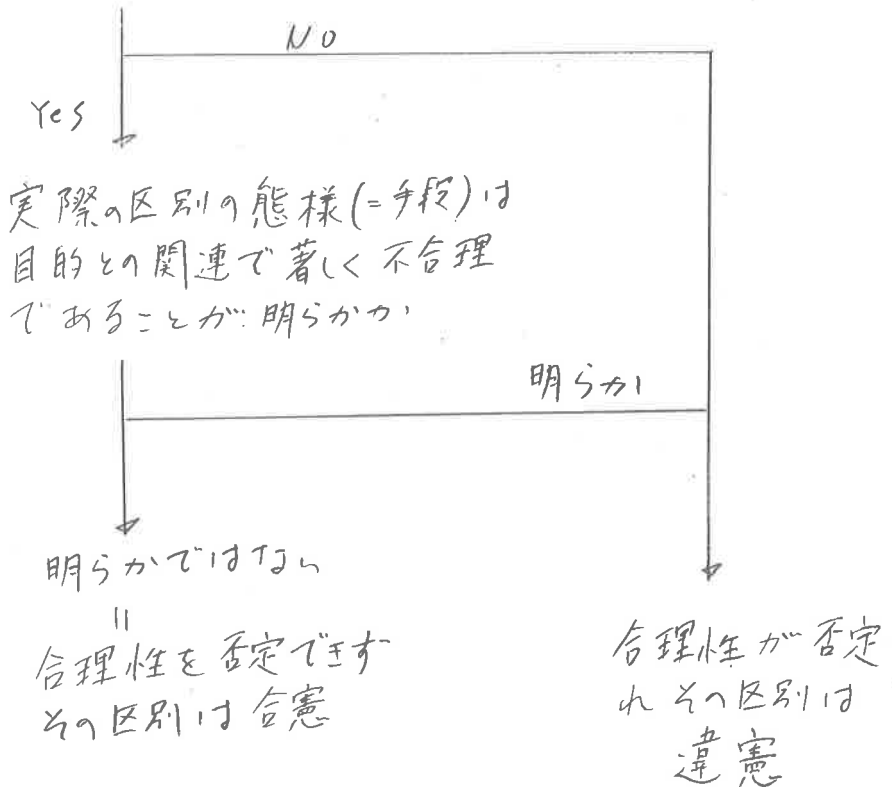
テープコード

--	--	--

<判例>

租税法(税金の賦課・徴収に関する法)の分野における取扱いの区別は、その目的が正当であり、かつ、実際に採られている具体的な区別の態様(=手段)がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り合理性を否定できず憲法14条には反しない

区別の目的は正当か



テープコード

--	--	--

(本件の判断)

① 区別、差別の目的は何か? 合理的か, 正当か?

税金を適正に徴収するという目的のために
職業形態により方法を変える

→ 目的は合理的, 正当

② その目的を達成する手段として事業所得者 (ex 自営業者)
には必要経費の実額控除を認めるか

給与所得者 (ex サラリーマン) には認めないという方法は
著しく不合理であることが明らかか?

・ 事業所得者は経費の全額を自分のサイフから出す
負担する

・ 給与所得者は経費を会社に出してもらうことができる
のであり, 全額自分のサイフから出すわけではない

よって, 両者で必要経費の控除について差異を設ける
ことは, 著しく不合理であることが明らかといえず
合理性を否定できない

→ 手段も合理的

∴ 合憲

テーブルコード

--	--	--

P23 (5) 学生無年金 障害訴訟

20歳以上の
学生が障害
を負った

学生A
||
国民年金に
加入
↓
障害基礎年金
の支給を受け
られる

学生B
||
国民年金に
未加入
↓
障害基礎年金
の支給を受け
られない

同じく障害を負ったのに障害
基礎年金をもらえるかどうか
で区別が生じている

このように区別が生じる原
因は国民年金への加入を任
意としていたから
もし加入を強制の制度に
していたら障害を負った者は全
員もらえたはず

よって区別が生じては加

テーブルコード

--	--	--

入を任意とする定め方は
不合理な定め方ではないか
が問題となった



判例はこのように定め方は
合理性がないとはいえず、
不合理な差別ではなく合
憲とした

(f) 本件では20歳未満で
傷害を負った者との区別も問
題となった

20歳未満で傷害を負った
者は無償で(=対応の支払
いなく)全員障害基礎年
金がもらえた



20歳未満で傷害を負った
場合と20歳以上の学生が
傷害を負った場合として区
別が生じることとなるが、
この点についても判例は合
憲と判断した

テープコード

--	--	--

p25 (7) 国籍法3条1項違憲判決

国籍法3条 婚姻関係にない日本人の父親と外国人の母親との間に生まれた子供

→ 胎児の間に父親が認知をすれば
出生後日本国籍を取得
(父親と母親の婚姻は不要)

→ 出生後に認知をした場合、そのま
では生まれた子供は日本国籍を取
れません父親と母親の婚姻が必要
婚姻すれば生まれた子供は日本国
籍取得

(本件)

父親 = 日本人 母親 = フリヒン人

第一子については出生後に認知をしたか
婚姻したかったため日本国籍を取
りたかった

その後婚姻をしたいま第二子が生
まれたが第二子については胎児の間に
認知をしたので日本国籍を取得で
きた

↓

いずれも非嫡出子であるか両者で

テープコード

--	--	--

日本国籍の取得につき差別が生じている

そこで

このような差別を生じさせた国籍法3条1項の下の平等を定めた14条に反しないかが問題となった

(判例)

① 国籍法3条1項の立法目的は何か?

||

何の目的で区別を設けたのか?

父親

母親

日本人

外国人

子
↑

この子が日本国、日本社会と密接な結び付きが生じた場合に国籍を付与する
その目的のために区別

→ 立法目的には合理的根拠がある

テープコード

--	--	--

- ② 上記立法目的を達成するため 生後認知の場合に子が日本国籍を取得するために父母の婚姻が必要という手段は合理的か？

||

目的と手段の間に合理的関連性はあるか？

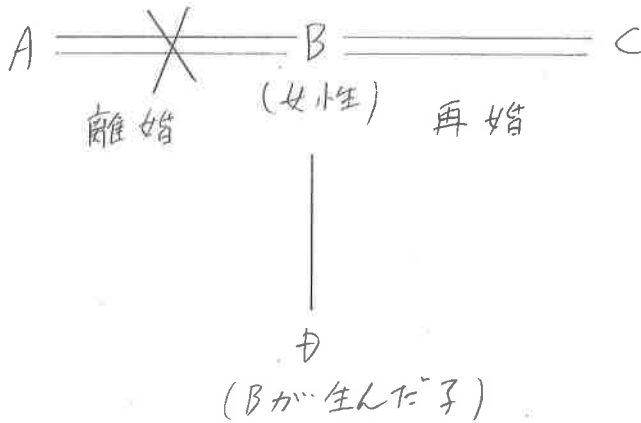
→ 国内的、国際的、社会的環境の変化に照らしてみると合理的関連性はない

- ③ 以上より国籍法3条1項は14条に反し違憲

テープコード

--	--	--

p27 (9) 女性の再婚禁止期間違憲判決



→ 女性であるBが離婚後再婚するまで一定期間空けないと民法上Aが父親と推定されかつ、Cも父親と推定される場合が生じる
 (父性の推定の重複という)

↓
 それを防ぎ誰が父親であるかの紛争を防止するためには民法の条文上離婚後100日間空ければいいのに民法は6カ月(180日)空けなければならぬとしている

↓
 そこで判例は100日を超える部分(具体

テープコード

--	--	--

的には80日部分)は過剰な制約
であり違憲であるとした

テーブルコード

--	--	--

P16 (3) 議員定数不均衡の合憲性

〈問題の所在〉

	A選挙区	B選挙区
有権者数	10万人	30万人
議員定数	2人	2人

A選挙区には5万人に1人の議員が割り当てられ
B選挙区には15万人に1人の議員が割り当てられている計算となる

これは A選挙区では5万人で1人を選ぶ
B選挙区では15万人で1人を選ぶ
ということを意味する

投票数でいうと
A選挙区では5万票で1人を選ぶのに対し
B選挙区では15万票で1人を選ぶということ
よって1人を当選させるためにB選挙区はA
選挙区の3倍の票が必要となる

テーブルコード

--	--	--

すなわち

B の3票 = A の1票という計算

→ これでは A の1票は B の1票の3倍の価値を有していることとなる

逆にいうと

B の1票は A の1票の1/3の価値しかないこととなる

すなわち

1票の価値について不平等が生じている

これは平等を定めている14条に反し違憲ではないか

具体的には議員定数を定めている公職選挙法の議員定数配分規定は違憲ではないか

テーブルコード

--	--	--

☆ 衆議院議員定数不均衡訴訟の
判例の視点

- ① 投票価値の平等は憲法上要求されるか
- ② 要求されるとして 数値的に完全に同一である
(すなわち1対1) ことまで要求するものか
- ③ どういう場合に 不平等として 違憲の 状態になるか
- ④ 違憲の状態となれば 直ちに 違憲 という 判断が
なされるか
- ⑤ ④で 違憲 という 判断が なされた 場合、 実際に
裁判で 争われた 選挙区 だけが 違憲 となるのか
- ⑥ 定数が 違憲 と 判断された 場合、 選挙自体の
効力は どうなるのか、すなわち 選挙自体が 無効と
なるのか

テープコード

--	--	--

① 投票価値の平等は憲法上要求されるか

→ 要求される

② 要求されるとして、数値的に完全に同一である
(すなわち1対1)ことまで要求するものか

→ 数値的に完全に同一であることまで
要求するものではない

③ どういう場合に不平等として違憲の状態になるか

→ 価値の差が一般的に合理性を有するものとは
到底考えられない程度に達している場合

cf. 近時の判例では較差が

衆議院選挙なら 1対2.13

参議院選挙なら 1対4.77

に達している場合、不平等としている

④ 違憲の状態となれば直ちに違憲という判断が
なされるか

→ なされない

違憲の状態を解消するためには、定数の是正が
必要となるが、そのためには猶予期間として
一定の期間(合理的期間と表現される)が必要。

テープコード

--	--	--

この点から猶予期間である合理的期間を超えても是正がされない場合に違憲となる

⑤ ④で違憲という判断がなされた場合、実際に裁判で争われた選挙区だけが違憲となるか

→ その他の選挙区も含めて全てが違憲となる

∵ 全ての選挙区は相互に関連し
不可分一体をなすと考えられるから

⑥ 定数が違憲と判断された場合、選挙自体の効力はどうなるのか、すなわち、選挙自体が無効となるのか

→ 選挙自体は無効とはならない

∵ 定数は法律で規定されているところ
もし選挙が無効とすると国会議員が
いないこととなり法律を改正できな
くなるから

テープコード

--	--	--

P33 (5) 麹町中学校 内申書事件

(生徒の主張)

自分が行った行為が内申書に記載される
ということはどういう思想を持っているかが内
申書に記載されるということであり、それ故
不合格になるということは思想が評価・判
断され不利益に取り扱われたことを意味
する。

よって思想良心の侵害である

テープコード

--	--	--

